

 社会福祉法人  
高野町社会福祉協議会  
〒648-0211  
和歌山県伊都郡高野町高野山26-8

社協だより(各戸)令和3年2月号

<http://koyasyakyo.ec-net.jp/>  
 <https://www.facebook.com/koya.syakyo>  
TEL 56-2941 FAX 56-5273



## 2月の配食弁当

- ・富貴地区 2月2日・9日・16日 (毎週火曜日)
- ・高野山内地区 2月3日・10日・17日 (毎週水曜日)
- ・高野山外・筒香地区 2月4日・18日・25日 (毎週木曜日)

1月のお弁当のご紹介!



**お弁当は夕食としてお届けします。**  
**配られたその日にお召し上がりください。**  
**※配食サービスボランティア募集中!!※**

**対象** 65歳以上の高齢者世帯・独居高齢者世帯、障がい者の方が対象となります。

**利用料金** お弁当1個 300円  
お弁当をお受け取りの際にお支払いください。

新型コロナウイルス感染症の影響による生活のお金でお悩みの方々に向けた 生活に必要なお金(生活福祉資金)の貸付を実施します。



### 生活福祉資金の特例貸付に関するご案内

特例貸付の具体的な内容のお問い合わせ・お申し込み先  
社会福祉法人 高野町社会福祉協議会 TEL0736-56-2941 FAX0736-56-5273  
和歌山県伊都郡高野町高野山26-8(高野町保健福祉センター内)

和歌山県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活のお金でお悩みの方々に向けた、生活福祉資金(緊急小口資金・総合支援資金)の特例貸付を実施します。

#### 緊急小口資金

#### 総合支援資金(生活支援資金)

	緊急小口資金	総合支援資金(生活支援資金)
<b>対象世帯</b>	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になっても対象となります。	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になっても対象となります。
<b>貸付け上限</b>	・10万円以内 ※特別な条件で20万円以内	・(2人以上) 月20万円以内 ・(単身) 月15万円以内貸付期間：原則3月以内
<b>償還期限</b>	2年以内	10年以内
<b>措置期間</b>	1年以内	1年以内
<b>貸付け利子</b>	無利子	無利子
<b>保証人</b>	不要	不要
<b>申し込み先</b>	お住まいの市町村社会福祉協議会	お住まいの市町村社会福祉協議会
<b>ご用意していただく必要書類</b>	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 住民票(世帯全員、記載事項省略なし マイナンバー不要) <input type="checkbox"/> 登録印鑑 <input type="checkbox"/> 現在の収入がわかるもの <input type="checkbox"/> 振り込み用通帳 <input type="checkbox"/> 返済時引き落とす通帳 <input type="checkbox"/> 銀行お届け印鑑 <input type="checkbox"/> 健康保険証(なければ運転免許証・マイナンバーカードなど)	
<b>その他</b>	※令和2年10月1日以降、一部取扱いが変更となりました。 ①総合支援資金の借入申込にあたって、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用が必須となりました。 ②借入申込額は原則として新型コロナウイルス感染症の影響で減収した額が上限となります。必要額が減収額を超える場合は、借入申込の際にご相談ください。 ③新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことを証する書類の提出を求める場合があります。	

特例貸付の具体的な内容のお問い合わせ・お申し込み先 (高野町在住の方は)  
社会福祉法人 高野町社会福祉協議会 TEL0736-56-2941 FAX0736-56-5273  
和歌山県伊都郡高野町高野山26-8(高野町保健福祉センター内)

生活福祉資金 実施主体  
和歌山県社会福祉協議会 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階  
TEL 073-435-5223 Fax 073-435-5226

※借入れに必要な書類等については、和歌山県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。※

<https://www.wakayamakenshakyo.or.jp/>  
生活福祉資金特例に関する厚生労働省ホームページ 一度ご覧ください  
<https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/index.html>

生活福祉資金特例貸し付けの受付期間は3月末まで。 受付希望の方は必ず電話予約をお願いします。



和歌山県  
社会福祉協議会  
ホームページ

～神谷・西郷・作水を通り通勤している皆様へ～

民家が道路に面しているので大変危険です。車通勤の方は民家の側を通行する場合は速度を落として下さい。ご協力よろしくお願いします。

フィットネスジムについて～中高生の方もご利用頂けます！			
営業日時	利用対象者	利用料	持ち物
月曜・水曜・金曜(祝日営業) 17:00～21:00(最終受付20:00まで)	高野町に就業する者 高野町民 <b>高校生以上の方</b> ※	1回100円	運動着、上履き、タオル、飲み物等 (貴重品は各自でお持ちください)
日曜(祝日営業) 10:00～18:00(最終受付17:00まで)	高野町に就業する者 高野町民 <b>中学生以上の方</b> ※		
			場所 高野町保健福祉センター(高野町高野山26-8)

○登録がお済でない方は初回に体力測定を行います。営業時間に高野町福祉センターまでお越しください○

※中高生の方は初回登録時に学生証をご持参ください。  
 ※高校生方のみ月・水・金は夜間営業の為、保護者の方の送迎でお越し下さい。  
 ※中学生の方は保護者の方向伴でご利用下さい  
 ※自宅にて体温測定してきてください。  
 ◇警報が発令された場合は休みとなります。  
 ◇その他、状況により休みとなる場合があります。

○お問い合わせ○  
 高野町社会福祉協議会  
 高野町高野山26-8(高野町保健福祉センター内)  
 TEL0736-56-2941 Fax0736-56-5273

Line



ご利用の際は、自宅にて検温を行い、必ずマスクを着用してご来館ください。  
 少しでも体調に不安がある場合はご利用を控えてください。よろしくお願いいたします。  
 感染症対策を行い営業しております。感染拡大状況によっては営業を中止する場合がございます。

ふれあいサロン スマイル手芸クラブ



スマイル手芸クラブさんが  
作成されました!!!  
 ・アクリル毛糸のたわし  
 ・毛糸の帽子  
 ・マフラー 等



散髪サロンからのお知らせ!!

2月の散髪サロンはお休みします。

お問い合わせ・ご予約  
 富貴高齢者生活福祉センター  
 TEL53-2200



福祉体験学習

高野山小学校3年生の生徒さんから地域の方へ



夏のお手紙



秋のお手紙



冬のお手紙(年賀状)



この手紙は、富貴高齢者生活福祉センターの利用の方と社会福祉協議会の配食サービス(富貴・筒香地区を除く)の利用の方に  
 お届けしました。(年賀状は年末に郵送させていただきました。)

いきいきふれあいサロン

ふれあい  
いきいきサロン

なでしこ、ひばり、東細川のサロン 送迎あります。

ふれあいサロン～なでしこ

日時 決まり次第お知らせします  
 場所 決まり次第お知らせします

詳細は高野町社会福祉協議会まで  
お問い合わせ下さい。



ふれあいサロン～明遍地区

日時 決まり次第お知らせします。  
 場所 決まり次第お知らせします。

詳細は高野町社会福祉協議会まで  
お問い合わせ下さい。



ふれあいサロン～ひばり

日時 決まり次第お知らせします  
 場所 決まり次第お知らせします

詳細は、ふれあいサロンひばり  
代表 中西080-3134-2609



ふれあいサロン～東細川地区

日時 決まり次第お知らせします。  
 場所 決まり次第お知らせします。

詳細は高野町社会福祉協議会まで  
お問い合わせください。



ふれあいサロン～スマイル手芸クラブ

日時 2月の活動はお休みです。  
 場所

12時から13時まではお昼休みです。  
 詳細は高野町社会福祉協議会まで  
お問い合わせください。



ふれあいサロン～大滝地区

日時 決まり次第お知らせします。  
 場所

詳細は高野町社会福祉協議会まで  
お問い合わせ下さい。



あなたの地域でサロン活動を始めませんか？活動希望の方は、高野町社会福祉協議会まで！！  
 ※ふれあいサロンは現在新型コロナウイルス感染症予防のため中止、延期している場合があります。※



～神谷・西郷・作水を通り通勤している皆様へ～

民家が道路に面しているので大変危険です。車通勤の方は民家の側を通行する場合は速度を落として下さい。ご協力よろしくお願いします。